

米子北高等学校いじめ防止基本方針

米子北高等学校
いじめ防止対策委員会

I いじめの定義

いじめは、児童生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒によって行われる心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）で、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

（いじめ防止対策推進法2条1項）

具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、かけ口、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・椅子、机、教科書ノートなどに落書きされたりする。
- ・差別的なあだ名がつけられる。

II いじめに対する基本的な認識

1. いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。
2. いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうる可能性のあるものであり、全ての生徒に關係する問題であり、生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの問題に対する理解を深めることが大切です。
3. いじめの防止や解決は、学校だけでなく、生徒、家庭、地域、関係機関等がそれぞれの立場からその責務を果たし、連携して取組むことが大切です。

III いじめの防止等に関する方針

1. 本校のいじめ防止とは

いじめは、どの生徒にも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要である。全生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う人間関係を構築できる社会性のある人間へと育むことを目的とする。そのためには、いじめを生まない土壌を作るために教職員が一体となって継続的な取組が必要である。

学校生活において、心豊かで安全・安心な社会をつくるという共通認識のもと、教育活動全体を通じて、全生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度を養う。

2. いじめを未然に防止するために

(1) 校内体制

①いじめの未然防止、早期発見、対処の対策のため組織として、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

委員会構成：校長、教頭、各学年部長、生徒支援部長、人権主任、養護教諭、特別教育支援主任、生徒指導部長、生徒会・環境美化部長
スクールカウンセラー、外部相談員、担任、顧問
但し、担任、顧問は、事象内容により構成される。

②当該組織が基本方針に基づく取組、計画の作成、相談窓口、情報の収集・記録、事案の組織的対応、取組の評価などを行う。

③基本的には、当該組織がいじめとして対応すべき事案かどうかを判断し、問題の解消まで教職員が連携して対応する。

④学校基本方針の策定や見直し、取組状況の把握、事例検討、計画の見直し等 PDCA サイクルで検証を行う。

(2) いじめの未然防止のための取組

①いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。また、生徒に対しても、全校集会やホームルーム活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。

②いじめに向かわない態度・能力の育成

*全ての教育活動を通じた道徳教育やボランティア活動の推進

*学校における情報モラル教育、インターネット利用についての保護者啓発

③いじめが生まれる背景と指導上の留意点

- *わかる授業、すべての生徒が参加できる授業づくり（公開授業、授業アンケート）
- *学級や学年、部活動等の人間関係を把握し、一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていく。（ハイパー QU テストの実施・分析・活用）
- *教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動への留意

④自己有用感や自己肯定感の育成

- *すべての生徒の居場所づくり、絆づくり（学級運営、部活動）
- *家庭や地域との連携による認める場の設定（保護者懇談、家庭訪問等）

⑤自らいじめについて学び、取り組む

- *お互いを認め合えるクラス討議や主体的に行う生徒会活動（人権教育）

3. いじめの早期発見に向けて

<早期発見の基本>

- ① 生徒の些細な変化に気づく
- ② 気づいた情報を確実に共有する
- ③ 情報に基づき速やかに対応する

①早期発見するための取組

- *出席をとるときの声、表情の見取り
- *学級日誌からの情報
- *保健室での様子、家庭や地域での様子
- *校内外パトロールの実施
- *必要に応じた個人面談の実施
- *定期的な学校生活アンケートの実施
- *教育相談窓口の周知と利用の働きかけ

※ 今まで当たり前に、あるいは何気なくってきたことを、意識的に行い、積極的に活用する。気になることがあれば、関係職員で情報共有を行う。必要に応じて関係者を招集する。（情報の共有）

4. 発見したいじめへの組織的な対応

<基本的な考え方>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことには主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

【平常時】

判断

情報収集→委員会でチェック → 経過観察
→情報再収集依頼→関係者招集→方針確認→調査→対応

<留意点>

- *情報のうち、発見、対応したときには、何が起きていて、どのような対応を行ったかを報告する。
- *速やかな対応が行えるように、委員会は業務最優先で行動する。

対応

ア) 被害者生徒のケア・保護者への支援

いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行い、全教職員で情報を共有し、対応する。その際、いじめられた生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。できる限り不安を除去すると共に事態の状況に応じて、全教職員の協力の下、生徒の安全を確保する。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。

イ) 加害者生徒の指導・保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員や、外部の専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、再発防止の措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるように、協力を求め、継続的な助言を行う。

いじめた生徒への指導に当たっては、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意し以後の対応を行っていく。一定の教育的配慮の下、出校停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をとる。教育上必要があると認めるときは、懲戒を加えることもある。

ウ) 周囲の生徒への指導

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ止めさせることができなくとも、誰かに知らせる勇気を持つこと、また、はやし立てる等同調していた生徒に対しては、いじめに加担する行為であることを理解させる。

<留意点>

- *一方的、一面的な解釈で対処しないこと
- *個人のプライバシーを守ること
- *迅速に保護者に連絡すること
- *教育的配慮のもとでのケアや指導を行う。

【重大事態発生時】

- ①的確な情報収集
- ②緊急校内組織の対策会議開催
- ③調査による実態把握
- ④解決に向けた指導・援助
- ⑤継続指導・経過観察
- ⑥再発防止（いじめをなくす工夫）

重大事態とは

- ・いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当の期間*、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- *年間 30 日を目安、又は一定の期間連續して欠席している場合

<留意点>

- *暴力を伴ういじめを目撃した場合は、速やかに制止を最優先する。
- *生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- *当事者の保護者に十分な配慮をして伝える。
- *加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果をあげることが困難と考える場合、あるいはいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、学校の設置者とも連絡を取り、所轄警察署と相談して対処する。
- *ネット上のいじめへの対応は、学校単独での対応が困難と判断した場合は、学校設置者と相談しながら対応を考える。（参考：文科省『学校ネットパトロールに関する取組事例・資料集』）必要に応じて、直ちに所轄警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める。

5. 関係機関との連携

<報告>

- *鳥取県子育て・人材局 総合教育推進課

<相談・協力>

- *鳥取県警察本部（米子警察署）

- *児童相談所

- *スクールカウンセラー（大野 真木子先生）

- *教育振興会会长

- *弁護士

- *西部教育局

- *法務局

6. 取組の検証等

本校は、毎年いじめ防止等に向けた取組について検証する。

7. その他

いじめ防止対策委員会の開会時期、年間計画等は別紙に標記する。

年間計画

本基本方針に沿って、以下の通り実施する。

	1年	2年	3年	学校
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒・保護者への周知 ・生徒情報の集約 ・スプリングセミナー ・人権講話 ・交通安全教室 ・人権アンケート ・個人面談 ・生徒総会 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒・保護者への周知 ・旧年度より引き継ぎ ・個人面談 ・ネットモラル教室 ・生徒総会 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒・保護者への周知 ・旧年度より引き継ぎ ・個人面談 ・薬物乱用教室 ・生徒総会 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会 ・基本方針の HPアップ
5月	・学校生活アンケート	・hyper-QU 実施・人権	・hyper-QU 実施・人権	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・hyper-QU 実施・人権 ・教育 LHR 	・教育 LHR	・教育 LHR	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・授業アンケート ・学校生活アンケート ・保護者懇談 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業アンケート ・学校生活アンケート ・保護者懇談 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業アンケート ・学校生活アンケート ・保護者懇談 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会 ・校内研修
8月				・1学期のいじめ状況まとめ
9月	・学校祭	・学校祭	・学校祭	・委員会
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権講演会 ・人権教育 LHR ・生徒総会 ・hyper-QU 実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権講演会 ・人権教育 LHR ・生徒総会 ・hyper-QU 実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権講演会 ・人権教育 LHR ・人権アンケート ・生徒総会 	
11月	・人権教育 LHR (公開)			
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・授業アンケート ・学校生活アンケート ・保護者懇談 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業アンケート ・学校生活アンケート ・保護者懇談 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業アンケート ・学校生活アンケート ・保護者懇談 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会 ・2学期のいじめ状況まとめ
1月				
2月				
3月	・学校生活アンケート	・学校生活アンケート		<ul style="list-style-type: none"> ・委員会 ・年間いじめ状況まとめ ・取組評価アンケート
備考	授業はすべて公開	授業はすべて公開	授業はすべて公開	